

令和8年度 女性活躍推進グループ活動支援事業

申請書類の記入例

補助金交付申請に必要な書類

(必須)

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 収支予算書（別紙1）
- ③ 誓約書（様式第1号の2）
- ④ 女性活躍推進グループ概要書（別紙2）
- ⑤ 女性活躍推進グループ活動支援事業計画書（別紙3）
- ⑥ 債権者登録書（別紙4）
- ⑦ 団体の組織、運営、代表者に関する事項を記載した書類 [規則、会則等]
※任意様式ですが、例を添付しています。
- ⑧ 構成員名簿（任意様式ですが、例を添付しています）

(必要に応じて提出)

- ⑨ 受領権限委任状（別紙5）
※振込口座が団体名義と一致しない場合のみご提出ください

様式第1号（第3条関係）

補助金交付申請書

第 号

令和8年5月26日

兵庫県知事 様

事業着手日以前に申請してください。

電話番号・電子メールをご入力ください。
(押印は不要です。)

住 所 神戸市中央区下山手通5-10-1

団 体 名 女性活躍グループ花

代表者名 代表 兵庫 花子

電 話 (078) 341-7711番

電子メール h-hanako@.....

令和8年度において、女性活躍推進グループ活動支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金100,000円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容及び経費区分（別記）

2 事業の着工予定年月日 令和8年6月 1日

事業の完了予定年月日 令和9年3月31日

3 添付書類

- (1) 収支予算書（別紙1）
- (2) 誓約書（様式第1号の2）
- (3) 女性活躍推進グループ概要書（別紙2）
- (4) 女性活躍推進グループ活動支援事業計画書（別紙3）
- (5) 債権者登録書（別紙4）
- (6) 団体の組織、運営、代表者に関する事項を記載した書類（規則、会則等）の写し及び構成員名簿（所属名、所属連絡先の入った任意様式）
- (7) 構成員名簿（任意様式）
- (8) 受領権限委任状（別紙5）〔口座名義が団体名義でない場合のみ添付〕

別紙 1

収 支 予 算 書

1 期間 (令和8年6月～令和9年3月)

2 収入の部 (単位:円)

区 分	内 容	金 額
	女性活躍推進グループ活動支援補助金	100,000
自己資金	団体財源(会費等)	
	県以外の他団体(市町含む)からの助成金・補助金	
	その他(参加費・協賛金等)	62,000
合 計		162,000

(注) 兵庫県または兵庫県の外郭団体から他の助成金・補助金を受けている事業は、当該補助金を受けることができません。

3 支出の部 (単位:円)

区 分	内 容	金 額
補助対象経費	謝 金 講師謝金(8月分) アドバイザー謝金2名分(10月、2月分)	38,000
	旅 費 講師旅費、アドバイザー旅費、会員旅費	30,800
	事 務 費 印刷代、消耗品購入代	16,000
	使 用 料 会議室使用料(8月、10月、2月分)	37,200
	セミナー参加費 女性活躍研修会参加費(8名分)	24,000
	小 計	146,000
補助対象外経費	飲食費 お弁当、飲み物代	16,000
	小 計	16,000
合 計		162,000

(注) 収入の部と支出の部の合計は、一致させてください。

様式第1号の2（第3条関係）

誓約書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。
なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）

- 1 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
 - （1）条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - （2）暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
 - （3）間接補助事業を行う場合にあっては、上記（1）又は（2）に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。
また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記（1）又は（2）に該当する者をその受託者としなないこと。
 - （4）知事が、上記（1）又は（2）を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）

- 2 補助金申請時の留意事項について
 - （1）兵庫県県民生活部補助金交付要綱第15条に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
 - （2）補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
 - （3）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - （4）偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
 - （5）暴力団等であるとき。
- 2 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。
 - 4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認める場合に行うものとする。

- （2）地方自治法第221条第2項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

令和8年5月26日

申請書と同じ日付を記入してください。

兵庫県知事
齋藤元彦様

電話番号・電子メールをご入力ください。
（押印は不要です。）

住所 神戸市中央区下山手通5-10-1
団体名 女性活躍グループ花
代表者名 代表 兵庫 花子
電話 (078) 341-7711 番
電子メール h-hanako@.....

女性活躍推進グループ概要書

(ふりがな) グループ名称	じょせいかつやくぐるーぷはな 女性活躍グループ花	
(ふりがな) 代表者氏名	兵庫 花子	
グループ員数	12名 (うち女性 7名)	
設立年月日	令和4年4月10日	
設立の目的	異業種で働く女性のネットワーク構築 ロールモデルとの交流会の実施 女性活躍研修会等への参加	
主な活動内容 (予定含む)	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍ネットワーク会議の開催 ロールモデル座談会の開催 女性活躍関連講座への参加 	
担当者連絡先	所 属	〇〇株式会社 総務担当
	氏 名	神戸 佳子
	電 話	078-341-7711
	メー ル	Yoshiko_koube@.....

※定款又は会則の写し、会社名、会社の連絡先の入った構成員名簿（任意様式）を添付してください。

女性活躍推進グループ活動支援事業計画書

補助事業者名 女性活躍グループ花

活動項目	実施時期	活動内容	経 費
ネットワーク会議	令和8年8月	会員が働く会社での女性活躍の現状と課題について意見交換を行う	謝金 10,000円 旅費 5,000円 会議室使用料 12,400円 <u>事務費 8,000円</u> 35,400円
ロールモデル座談会	第1回 令和8年10月 第2回 令和9年2月	ロールモデルと会員との交流会の実施 (2回)	謝金 28,000円 旅費 5,000円 会議室使用料 24,800円 飲食費 16,000円 <u>事務費 8,000円</u> 81,800円
研修会への参加	令和8年10月頃	女性活躍研修会等への参加	参加費 24,000円 <u>旅費 20,800円</u> 44,800円

- 1 この債権者登録書に記入された情報は、兵庫県財務会計システムに登録して利用されます。皆様に、より迅速かつ正確に支払が行えるよう、県（各部局、かい）に対する債権者（予定者）として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。
- 2 登録は、御本人から抹消の申出がある場合のほか、利用実態が4年間ない場合には、年度末に自動的に削除されます。
- 3 原則的に電話番号（代表）が債権者コードとして登録されますので、県に見積書、請求書等を提出される場合は、電話番号（代表）を記入していただくようお願いします。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、必ず変更の登録書を提出してください。ただし、法人の代表者名のみが変更になった場合は提出不要です。また、経理担当者又は記入者の氏名又は連絡先のみが変更になった場合も、提出不要です。

金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替(振込)不能となりますので注意してください。

- 5 支払方法が「3 隔地払（送金通知書）」の場合は、三井住友銀行の全国の本支店、但馬銀行の県内本支店又はみなと銀行の県内本支店において受取（払渡）となりますので、金融機関名として、うちいずれか1行を記入（支店名は不要）してください。
- 6 この債権者登録書の提出とともに、登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです（いずれか一つ）。

【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等

【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・各種健康保険証 等の公的書類（住所、氏名、生年月日の記載があるもの）

本人確認書類の写しを添付しない場合は、「代表者の職氏名」の後ろに押印してください。法人等を債権者登録する場合は代表者印を、個人を債権者登録する場合は個人印を押印してください。なお、その印鑑は、金融機関届出印である必要はありません。

(例)

〇〇会 会 則

(名 称)

第1条 本会は、「〇〇会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、女性の活躍に向けた気運醸成を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 研修会、先進事例調査
- (2) その他 女性の活躍に向けた気運醸成を図るために必要な事業

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 〇 〇 〇名

(経 費)

第5条 本会の経費は、各事業における参加費、その他の収入をもってあてる。

(会則の改正等)

第6条 この会則は、会員の過半数の同意を得て、改正することができる。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会により協議する。

附 則 この会則は、令和〇年〇月〇日から適用する。

女性活躍グループ花 会員名簿

作成例

番号	役職	所属	電話番号	名前
1	代表	〇〇株式会社	078-362-3160	兵庫 花子
2	副代表	〇△株式会社	078-362-3169	兵庫 太郎
3	会員	◇◆株式会社	078-.....	谷口 真理
・	・	・	・	・
・	会員	・	・	岩田 恭子
・	・	・	・	・
・	・	・	・	神戸 佳子
・	・	・	・	・
12				

グループ内での役職を記載ください。

ご所属の電話番号を記載ください。

名簿は任意様式です。

【チェックポイント(補助対象グループの要件を今一度ご確認ください)】

- ・構成員が5人以上であること
- ・代表者が女性であること
- ・構成員の半数以上が女性であること
- ・複数企業の社員により構成されていること(最低1人は別法人の所属であること)

受領権限委任状

令和 8 年 5 月 2 6 日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

申請書と同じ日付を記入してください。

(委任者)

住 所 神戸市中央区下山手通 5-10-1

団体名 女性活躍グループ花

代表者名 代表 兵庫花子 兵庫 印

私は、兵庫花子を代理人と定め、令和 8 年度女性活躍推進グループ活動支援事業の補助金の受領に関する権限を委任します。

(受任者)

口座名義人の住所、電話番号を記入ください。

住 所 神戸市西区
氏 名 兵庫 花子 兵庫 印
電 話 078-362-3160

銀行名	三井住友銀行			支店名	兵庫県庁出張所			預金種別	①普通 2当座 3貯蓄 4その他 ()				
口座番号	0	1	2	3	.	.	.						
口座名義 (カナ)	ヒ	ヨ	ウ	コ	ゝ		ハ	ナ	コ				

備考 口座名義は、受領者と同一の名義にしてください。